

第28回「労働保護法 ⑤多様な就業形態 B：派遣」

2022.07.13. 佐藤

はじめに

1)前回のまとめ

1.内容：〈論点〉反復更新された有期雇用の雇い止めの可否

〈法〉均等・均衡待遇(パート・有期労働法8条、9条)、最判

労働契約法17条・18条・19条・東芝柳町工場最判・日立メディコ事件最判

〈諸説〉雇い止め是認・解雇法理の類推適用・無期契約への転化・正当理由が必要

2. Reading Assignment に関する設問についての解説

①8条→不合理な待遇の禁止(均衡のとれた処遇)、9条→差別的取扱いの禁止

②定年後再雇用が有期雇用として行われる以上、差別的取扱いと解すべき

3) Reading Assignment に関する設問

以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

①山本論文が、本判決の理論的な意義が大きいとしている理由は何であるか。

②山本論文は、黙示の労働契約に関する本判決解釈はどのようなアプローチであると評価しているか。

本日の課題：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

***派遣労働者**

1)労働者派遣法の経過

1)労基法6条、職業安定法44条 2)違法派遣の拡大 3)労働者派遣法(1985年)

4)対象業務の拡大：13業種(当初)→26業種→ネガティブ・リスト(1999年)

2)労働者派遣法の意義：間接雇用の法認←直接雇用から

3)労働者派遣法の内容

***違法派遣の救済**

関連判例：松下PDP事件・最二小判平成21.12.18

[参考文献] 派遣ユニオン『日雇い派遣』(旬報社、2007年)

[自己点検]

1) Reading Assignment に関わる問題への解答

2) 自己点検 a)講義の論点 b)論点にかかわる法状況 c)論点についての諸見解

3) 自由記述 a)講義に関する質問 b)その他

[課題提出者数] 5/25 5/27 6/01 6/03 6/08 6/10 6/15 6/17 6/22 6/24 6/29 7/01 7/06 7/08 7/13 7/15 7/20 7/22
125 129 129 123 129 125 119 125 121 126 124 123 123

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：労働団体法 ⑦不当労働行為

講義テーマ：労使関係において使用者に言論の自由はあるのか

教科書の該当部分：労働法I・第7章「不当労働行為」、直接に関連は p.213-p.215

Reading Assignment：奥山明良「使用者の言論」

『現代労働法講座 第8巻』(総合労働研究所、1982年) 27頁以下